

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年5月1日提出
【計算期間】	第15期中(自 2025年8月6日至 2026年2月5日)
【ファンド名】	UBS世界CBファンド 円ヘッジコース UBS世界CBファンド 米ドルヘッジコース
【発行者名】	UBSアセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 キース・トゥルーラブ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【UBS世界CBファンド 円ヘッジコース】

以下の運用状況は2026年 2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,653,932,425	101.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		39,586,055	1.51
合計(純資産総額)		2,614,346,370	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第5計算期間末 (2016年 8月 5日)	834	834	1.4335	1.4335
第6計算期間末 (2017年 8月 7日)	1,148	1,148	1.5825	1.5825
第7計算期間末 (2018年 8月 6日)	1,135	1,135	1.6230	1.6230
第8計算期間末 (2019年 8月 5日)	978	978	1.6244	1.6244
第9計算期間末 (2020年 8月 5日)	1,027	1,027	1.7480	1.7480
第10計算期間末 (2021年 8月 5日)	1,399	1,399	2.1390	2.1390
第11計算期間末 (2022年 8月 5日)	1,090	1,090	1.7312	1.7312
第12計算期間末 (2023年 8月 7日)	869	869	1.7728	1.7728
第13計算期間末 (2024年 8月 5日)	2,841	2,841	1.7448	1.7448
第14計算期間末 (2025年 8月 5日)	2,386	2,386	1.8518	1.8518
2025年 2月末日	2,367		1.7766	
3月末日	2,273		1.7640	
4月末日	2,232		1.7320	
5月末日	2,303		1.7873	
6月末日	2,351		1.8246	
7月末日	2,408		1.8688	
8月末日	2,461		1.9101	
9月末日	2,523		1.9573	
10月末日	2,546		1.9850	
11月末日	2,473		1.9326	
12月末日	2,515		1.9656	
2026年 1月末日	2,599		2.0324	
2月末日	2,614		2.0444	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
---	----	--------------

第5期	2015年 8月 6日～2016年 8月 5日	0.0000
第6期	2016年 8月 6日～2017年 8月 7日	0.0000
第7期	2017年 8月 8日～2018年 8月 6日	0.0000
第8期	2018年 8月 7日～2019年 8月 5日	0.0000
第9期	2019年 8月 6日～2020年 8月 5日	0.0000
第10期	2020年 8月 6日～2021年 8月 5日	0.0000
第11期	2021年 8月 6日～2022年 8月 5日	0.0000
第12期	2022年 8月 6日～2023年 8月 7日	0.0000
第13期	2023年 8月 8日～2024年 8月 5日	0.0000
第14期	2024年 8月 6日～2025年 8月 5日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第5期	2015年 8月 6日～2016年 8月 5日	0.6
第6期	2016年 8月 6日～2017年 8月 7日	10.4
第7期	2017年 8月 8日～2018年 8月 6日	2.6
第8期	2018年 8月 7日～2019年 8月 5日	0.1
第9期	2019年 8月 6日～2020年 8月 5日	7.6
第10期	2020年 8月 6日～2021年 8月 5日	22.4
第11期	2021年 8月 6日～2022年 8月 5日	19.1
第12期	2022年 8月 6日～2023年 8月 7日	2.4
第13期	2023年 8月 8日～2024年 8月 5日	1.6
第14期	2024年 8月 6日～2025年 8月 5日	6.1
第15期（中間期）	2025年 8月 6日～2026年 2月 5日	8.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

【UBS世界CBファンド 米ドルヘッジコース】

以下の運用状況は2026年 2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,913,962,605	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,154,842	0.05
合計(純資産総額)		8,909,807,763	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第5計算期間末 (2016年 8月 5日)	6,016	6,016	1.9360	1.9360
第6計算期間末 (2017年 8月 7日)	4,877	4,877	2.3717	2.3717

第7計算期間末	(2018年 8月 6日)	3,815	3,815	2.4990	2.4990
第8計算期間末	(2019年 8月 5日)	3,396	3,396	2.4674	2.4674
第9計算期間末	(2020年 8月 5日)	3,524	3,524	2.6825	2.6825
第10計算期間末	(2021年 8月 5日)	4,805	4,805	3.4295	3.4295
第11計算期間末	(2022年 8月 5日)	4,887	4,887	3.4337	3.4337
第12計算期間末	(2023年 8月 7日)	5,245	5,245	3.9569	3.9569
第13計算期間末	(2024年 8月 5日)	5,636	5,636	4.2328	4.2328
第14計算期間末	(2025年 8月 5日)	6,483	6,483	4.7424	4.7424
	2025年 2月末日	6,249		4.5588	
	3月末日	6,215		4.5343	
	4月末日	5,831		4.2576	
	5月末日	6,091		4.4469	
	6月末日	6,281		4.5855	
	7月末日	6,646		4.8610	
	8月末日	6,697		4.9026	
	9月末日	6,973		5.1082	
	10月末日	7,348		5.3786	
	11月末日	7,890		5.3375	
	12月末日	8,194		5.4423	
	2026年 1月末日	8,714		5.5417	
	2月末日	8,909		5.6641	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第5期	2015年 8月 6日～2016年 8月 5日	0.0000
第6期	2016年 8月 6日～2017年 8月 7日	0.0000
第7期	2017年 8月 8日～2018年 8月 6日	0.0000
第8期	2018年 8月 7日～2019年 8月 5日	0.0000
第9期	2019年 8月 6日～2020年 8月 5日	0.0000
第10期	2020年 8月 6日～2021年 8月 5日	0.0000
第11期	2021年 8月 6日～2022年 8月 5日	0.0000
第12期	2022年 8月 6日～2023年 8月 7日	0.0000
第13期	2023年 8月 8日～2024年 8月 5日	0.0000
第14期	2024年 8月 6日～2025年 8月 5日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第5期	2015年 8月 6日～2016年 8月 5日	18.3
第6期	2016年 8月 6日～2017年 8月 7日	22.5
第7期	2017年 8月 8日～2018年 8月 6日	5.4
第8期	2018年 8月 7日～2019年 8月 5日	1.3
第9期	2019年 8月 6日～2020年 8月 5日	8.7
第10期	2020年 8月 6日～2021年 8月 5日	27.8

第11期	2021年 8月 6日～2022年 8月 5日	0.1
第12期	2022年 8月 6日～2023年 8月 7日	15.2
第13期	2023年 8月 8日～2024年 8月 5日	7.0
第14期	2024年 8月 6日～2025年 8月 5日	12.0
第15期(中間期)	2025年 8月 6日～2026年 2月 5日	18.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考)

UBS世界CB(米ドルヘッジ)マザーファンド

以下の運用状況は2026年 2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	99,262	0.00
投資証券	ルクセンブルク	11,509,201,176	99.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		58,542,794	0.51
合計(純資産総額)		11,567,843,232	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

2【設定及び解約の実績】

【UBS世界CBファンド 円ヘッジコース】

期	期間	設定口数	解約口数
第5期	2015年 8月 6日～2016年 8月 5日	21,868,310	283,182,778
第6期	2016年 8月 6日～2017年 8月 7日	230,770,261	87,426,841
第7期	2017年 8月 8日～2018年 8月 6日	25,951	26,188,302
第8期	2018年 8月 7日～2019年 8月 5日	71,176	97,336,594
第9期	2019年 8月 6日～2020年 8月 5日	2,228,004	16,730,929
第10期	2020年 8月 6日～2021年 8月 5日	91,148,222	24,316,602
第11期	2021年 8月 6日～2022年 8月 5日	2,560,210	26,858,199
第12期	2022年 8月 6日～2023年 8月 7日	5,000,913	144,499,873
第13期	2023年 8月 8日～2024年 8月 5日	1,151,210,623	13,266,086
第14期	2024年 8月 6日～2025年 8月 5日	3,742,463	343,588,765
第15期（中間期）	2025年 8月 6日～2026年 2月 5日	3,915,878	13,961,588

【UBS世界CBファンド 米ドルヘッジコース】

期	期間	設定口数	解約口数
第5期	2015年 8月 6日～2016年 8月 5日	656,068,496	878,832,384
第6期	2016年 8月 6日～2017年 8月 7日	13,119,942	1,063,934,185
第7期	2017年 8月 8日～2018年 8月 6日	278,506	530,160,033
第8期	2018年 8月 7日～2019年 8月 5日	36,078	150,329,114
第9期	2019年 8月 6日～2020年 8月 5日	2,641,806	65,210,775
第10期	2020年 8月 6日～2021年 8月 5日	178,315,698	90,870,926
第11期	2021年 8月 6日～2022年 8月 5日	43,293,639	21,327,670
第12期	2022年 8月 6日～2023年 8月 7日	22,185,434	119,842,467
第13期	2023年 8月 8日～2024年 8月 5日	86,526,501	80,425,735
第14期	2024年 8月 6日～2025年 8月 5日	45,230,858	9,853,214
第15期（中間期）	2025年 8月 6日～2026年 2月 5日	211,154,086	5,611,783

3【ファンドの経理状況】

UBS世界CBファンド 円ヘッジコース
UBS世界CBファンド 米ドルヘッジコース

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年 8月 6日から2026年 2月 5日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【U B S 世界C B ファンド 円ヘッジコース】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

	前計算期間末 2025年 8月 5日現在	当中間計算期間末 2026年 2月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,730,946	12,832,405
親投資信託受益証券	2,367,814,103	2,533,243,664
派生商品評価勘定	6,535,086	24,240,478
未収入金	21,000,000	23,000,000
未収利息	112	210
流動資産合計	2,407,080,247	2,593,316,757
資産合計	2,407,080,247	2,593,316,757
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,118	252,797
未払受託者報酬	505,848	556,639
未払委託者報酬	19,601,807	21,569,548
その他未払費用	359,332	334,873
流動負債合計	20,474,105	22,713,857
負債合計	20,474,105	22,713,857
純資産の部		
元本等		
元本	1,288,774,960	1,278,729,250
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	1,097,831,182	1,291,873,650
(分配準備積立金)	255,543,839	252,780,256
元本等合計	2,386,606,142	2,570,602,900
純資産合計	2,386,606,142	2,570,602,900
負債純資産合計	2,407,080,247	2,593,316,757

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2024年 8月 6日 至 2025年 2月 5日	当中間計算期間 自 2025年 8月 6日 至 2026年 2月 5日
営業収益		
受取利息	9,327	26,686
有価証券売買等損益	323,418,548	437,429,561
為替差損益	241,324,592	211,002,903
営業収益合計	82,103,283	226,453,344
営業費用		
受託者報酬	603,220	556,639
委託者報酬	23,374,676	21,569,548
その他費用	430,747	334,873
営業費用合計	24,408,643	22,461,060
営業利益又は営業損失（ ）	57,694,640	203,992,284
経常利益又は経常損失（ ）	57,694,640	203,992,284
中間純利益又は中間純損失（ ）	57,694,640	203,992,284
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	15,581,025	1,828,463
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,213,052,345	1,097,831,182
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,540,366	3,774,265
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,540,366	3,774,265
剰余金減少額又は欠損金増加額	223,041,198	11,895,618
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	223,041,198	11,895,618
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,034,665,128	1,291,873,650

（ 3 ） 【 中間注記表 】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 (2) 剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第211条に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

（ 中間貸借対照表に関する注記 ）

項目	前計算期間末 2025年 8月 5日現在	当中間計算期間末 2026年 2月 5日現在
1. 計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の総数	1,288,774,960口	1,278,729,250口
2. 計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8518円 (18,518円)	2.0103円 (20,103円)

（ 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

前中間計算期間 自 2024年 8月 6日 至 2025年 2月 5日	当中間計算期間 自 2025年 8月 6日 至 2026年 2月 5日
その他費用 その他費用は、監査費用281,164円、目論見書印刷費用68,481円、ほぶり費用12,621円および運用報告書印刷費用68,481円です。	その他費用 その他費用は、監査費用198,271円、目論見書印刷費用63,195円、ほぶり費用12,291円および運用報告書印刷費用61,116円です。

（ 金融商品に関する注記 ）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2025年 8月 5日現在	当中間計算期間末 2026年 2月 5日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（ デリバティブ取引等に関する注記 ）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前計算期間末（ 2025年 8月 5日現在 ）

区分	種類	契約額等（ 円 ）		時価（ 円 ）	評価損益（ 円 ）
			うち1年超（ 円 ）		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	2,374,277,928	-	2,367,742,842	6,535,086
合計		2,374,277,928	-	2,367,742,842	6,535,086

当中間計算期間末（2026年 2月 5日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	2,567,394,782	-	2,543,154,304	24,240,478
合計		2,567,394,782	-	2,543,154,304	24,240,478

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。

前計算期間末日および当中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

前計算期間末日および当中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、前計算期間末日および当中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	前計算期間	当中間計算期間
	自 2024年 8月 6日 至 2025年 8月 5日	自 2025年 8月 6日 至 2026年 2月 5日
元本の推移		
期首元本額	1,628,621,262円	1,288,774,960円
期中追加設定元本額	3,742,463円	3,915,878円
期中一部解約元本額	343,588,765円	13,961,588円

【U B S 世界 C B ファンド 米ドルヘッジコース】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

	前計算期間末 2025年 8月 5日現在	当中間計算期間末 2026年 2月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,814,574	5,590,096
親投資信託受益証券	6,478,476,910	8,795,703,517
未収入金	55,000,000	67,000,000
未収利息	46	91
流動資産合計	6,538,291,530	8,868,293,704
資産合計	6,538,291,530	8,868,293,704
負債の部		
流動負債		
未払解約金	379,735	57,266
未払受託者報酬	1,348,442	1,671,012
未払委託者報酬	52,251,885	64,751,838
その他未払費用	862,607	941,534
流動負債合計	54,842,669	67,421,650
負債合計	54,842,669	67,421,650
純資産の部		
元本等		
元本	1,367,126,686	1,572,668,989
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	5,116,322,175	7,228,203,065
(分配準備積立金)	3,313,540,073	3,300,309,886
元本等合計	6,483,448,861	8,800,872,054
純資産合計	6,483,448,861	8,800,872,054
負債純資産合計	6,538,291,530	8,868,293,704

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間		当中間計算期間	
	自 2024年 8月 6日	至 2025年 2月 5日	自 2025年 8月 6日	至 2026年 2月 5日
営業収益				
受取利息		3,306		9,736
有価証券売買等損益		653,253,389		1,265,926,607
営業収益合計		653,256,695		1,265,936,343
営業費用				
受託者報酬		1,355,029		1,671,012
委託者報酬		52,507,399		64,751,838
その他費用		873,169		941,534
営業費用合計		54,735,597		67,364,384
営業利益又は営業損失（ ）		598,521,098		1,198,571,959
経常利益又は経常損失（ ）		598,521,098		1,198,571,959
中間純利益又は中間純損失（ ）		598,521,098		1,198,571,959
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		1,472,035		2,110,555
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		4,305,219,189		5,116,322,175
剰余金増加額又は欠損金減少額		150,019,940		936,511,871
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		150,019,940		936,511,871
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,653,307		21,092,385
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,653,307		21,092,385
分配金		-		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		5,037,634,885		7,228,203,065

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 (2)剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第211条に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 2025年 8月 5日現在	当中間計算期間末 2026年 2月 5日現在
1. 計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の総数	1,367,126,686口	1,572,668,989口
2. 計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4.7424円 (47,424円)	5.5961円 (55,961円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2024年 8月 6日 至 2025年 2月 5日	当中間計算期間 自 2025年 8月 6日 至 2026年 2月 5日
その他費用 その他費用は、監査費用554,392円、目論見書印刷費用153,923円、ほふり費用10,931円および運用報告書印刷費用153,923円です。	その他費用 その他費用は、監査費用554,274円、目論見書印刷費用189,825円、ほふり費用13,373円および運用報告書印刷費用184,062円です。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2025年 8月 5日現在	当中間計算期間末 2026年 2月 5日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 2024年 8月 6日 至 2025年 8月 5日	当中間計算期間 自 2025年 8月 6日 至 2026年 2月 5日
元本の推移		
期首元本額	1,331,749,042円	1,367,126,686円
期中追加設定元本額	45,230,858円	211,154,086円
期中一部解約元本額	9,853,214円	5,611,783円

(参考)

当ファンドは「UBS世界CB(米ドルヘッジ)マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBS世界CB(米ドルヘッジ)マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBS世界CB(米ドルヘッジ)マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	2025年 8月 5日現在	2026年 2月 5日現在
資産の部		
流動資産		
預金	49,973,200	94,110,000
コール・ローン	116,914,295	90,015,856
投資信託受益証券	99,052	99,232
投資証券	8,755,040,712	11,235,366,862
派生商品評価勘定	209,610	-
未収利息	1,121	1,479
流動資産合計	8,922,237,990	11,419,593,429
資産合計	8,922,237,990	11,419,593,429
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	579,840
未払解約金	76,000,000	90,000,000
流動負債合計	76,000,000	90,579,840
負債合計	76,000,000	90,579,840
純資産の部		
元本等		
元本	1,470,705,073	1,582,520,420
剰余金		
剰余金又は欠損金()	7,375,532,917	9,746,493,169
元本等合計	8,846,237,990	11,329,013,589
純資産合計	8,846,237,990	11,329,013,589
負債純資産合計	8,922,237,990	11,419,593,429

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年 8月 5日現在	2026年 2月 5日現在
----	---------------	---------------

1.	開示対象ファンドの期末日および中間期末日における受益権の総数	1,470,705,073口	1,582,520,420口
2.	開示対象ファンドの期末日および中間期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	6.0150円 (60,150円)	7.1588円 (71,588円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年 8月 5日現在	2026年 2月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2025年 8月 5日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	50,177,200	-	49,967,590	209,610
	合計	50,177,200	-	49,967,590	209,610

(2026年 2月 5日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	93,522,000	-	94,101,840	579,840
	合計	93,522,000	-	94,101,840	579,840

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう評価しております。

開示対象ファンドの期末日および中間期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

開示対象ファンドの期末日および中間期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日および中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	自 2024年 8月 6日 至 2025年 8月 5日	自 2025年 8月 6日 至 2026年 2月 5日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,570,966,331円	1,470,705,073円
期中追加設定元本額	119,695,431円	165,866,122円
期中一部解約元本額	219,956,689円	54,050,775円
2. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日における元本の内訳		
UBS世界CBファンド 円ヘッジコース	393,651,555円	353,864,288円
UBS世界CBファンド 米ドルヘッジコース	1,077,053,518円	1,228,656,132円
合計	1,470,705,073円	1,582,520,420円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2026年2月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年2月末現在、以下のとおりです。(ただし、親投資信託は除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	30	35,285
追加型株式投資信託	74	446,735
合計	104	482,020

(3)【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別	注記番号	前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		2,535,404		2,884,039
未収入金	*1		184,711		107,096
未収委託者報酬			579,091		597,596
未収運用受託報酬	*1		560,509		510,685
その他未収収益	*1		641,829		687,244
前払費用			18,005		15,708
その他			3,577		62
流動資産計			4,523,128		4,802,433
固定資産					
投資その他の資産			498,189		553,861
前払年金費用		223,189		301,861	
繰延税金資産		255,000		252,000	
ゴルフ会員権		20,000		-	
固定資産計			498,189		553,861
資産合計			5,021,318		5,356,295

期別	注記番号	前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			48,296		50,467
未払費用	*1		1,306,303		1,219,809
未払消費税等			10,467		25,834
未払法人税等			82,550		224,970
賞与引当金			645,318		628,977
有給休暇引当金			-		95,833
その他			22,385		6,788
流動負債計			2,115,322		2,252,680
固定負債					
退職給付引当金			1,411		2,870
固定負債計			1,411		2,870
負債合計			2,116,733		2,255,551
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,904,584		3,100,743
利益剰余金			2,200,000		2,200,000
利益準備金		550,000	704,584	550,000	900,743
その他利益剰余金		154,584		350,743	
繰越利益剰余金		154,584		350,743	
純資産合計			2,904,584		3,100,743
負債・純資産合計			5,021,318		5,356,295

(2)【損益計算書】

期別	注記番号	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)		当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
科目					

営業収益						
委託者報酬				4,005,468		3,641,971
運用受託報酬	*1*2			1,954,971		1,700,332
その他営業収益	*1*3			2,468,820		2,671,548
営業収益計				8,429,260		8,013,853
営業費用						
支払手数料				1,676,399		1,503,111
広告宣伝費				69,921		58,137
調査費				2,669,100		2,304,951
調査費		128,096			102,992	
委託調査費	*1	2,541,003			2,201,958	
委託計算費				201,221		204,309
営業雑経費				50,092		59,644
通信費		791			458	
印刷費		38,243			40,027	
協会費		9,909			9,066	
その他	*1	1,147			10,091	
営業費用計				4,666,734		4,130,153
一般管理費						
給料				2,144,147		2,073,093
役員報酬		161,936			284,961	
給料・手当	*1	1,388,310			1,227,545	
賞与		593,900			468,620	
有給休暇引当金繰入		-			91,966	
交際費				6,429		7,740
旅費交通費				36,934		44,175
租税公課				44,787		39,421
不動産賃借料				243,048		218,472
退職給付費用				96,088		140,766
事務委託費	*1			818,475		712,627
諸経費				52,120		47,605
一般管理費計				3,442,032		3,283,903
営業利益				320,493		599,796
営業外収益						
受取利息		202			1,113	
為替差益		-			37,873	
雑収入		38			13	
営業外収益計				240		39,000
営業外費用						
支払利息	*1	2			-	
為替差損		17,632			-	
雑損失		6,933			3,694	
営業外費用計				24,569		3,694
経常利益				296,164		635,102
税引前当期純利益				296,164		635,102
法人税、住民税及び事業税				130,993		281,363
法人税等調整額				10,600		3,000
当期純利益				154,571		350,738

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353
当期中の変動額						
剰余金の配当			335,340	335,340	335,340	335,340
当期純利益			154,571	154,571	154,571	154,571
当期中の変動額合計			180,768	180,768	180,768	180,768
当期末残高	2,200,000	550,000	154,584	704,584	2,904,584	2,904,584

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	154,584	704,584	2,904,584	2,904,584

当期中の変動額						
剰余金の配当			154,580	154,580	154,580	154,580
当期純利益			350,738	350,738	350,738	350,738
当期中の変動額合計			196,158	196,158	196,158	196,158
当期末残高	2,200,000	550,000	350,743	900,743	3,100,743	3,100,743

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

前払年金費用のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
4,649千円	13,566千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

(3) 有給休暇引当金

有給休暇引当金は、当期末会計期間末までに付与された従業員の有給休暇の未使用分のうち、使用されると見込まれる分を引当計上しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益

当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	252,000

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当ありません

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

- (2) 適用予定日
2028年12月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
現時点において評価中であります。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
現金・預金	1,453,958	1,416,373
未収入金	14,939	10,565
未収運用受託報酬	30	30
その他未収収益	325	159
未払費用	95,435	98,019

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	当事業年度 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
運用受託報酬	28	28
人件費	21	6
事務委託費	777,122	745,685

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	当事業年度 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
投資助言報酬	153,494	272,464

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	335,340	15,525	2023年12月31日	2024年3月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	154,580	7,156	2024年12月31日	2025年3月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	-------	------------	-------------	-----	-------

第31期 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	350,700	16,236	2025年12月31日	第31期 定時株主総会の翌日
----------------	------	-----------	---------	--------	-------------	-------------------

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。
現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。
未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。
その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

2025年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	2,535,404	-
未収入金	184,711	-
未収委託者報酬	579,091	-
未収運用受託報酬	560,509	-
その他未収収益	641,829	-
合計	4,501,545	-

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	2,884,039	-
未収入金	107,096	-
未収委託者報酬	597,596	-
未収運用受託報酬	510,685	-
その他未収収益	687,244	-
合計	4,786,661	-

（退職給付関係）

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルズ・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。複数事業主制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	956,572
勤務費用	88,319
利息費用	8,300
数理計算上の差異の当期発生額	30,654
退職給付の支払額	60,315
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	962,221

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,084,609
期待運用収益	6,033
数理計算上の差異の当期発生額	39,800

事業主からの拠出額	113,873
退職給付の支払額	60,315
年金資産の期末残高	1,184,000

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	962,221
年金資産	1,184,000
小計	221,778
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	221,778
退職給付引当金	1,411
前払年金費用	223,189
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	221,778

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	88,319
利息費用	8,300
期待運用収益	6,033
数理計算上の差異の費用処理額	70,455
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	20,131

(注)上記の他、特別退職金52,599千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	23%
その他	35%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.910%
長期期待運用収益率	0.58%
予定一時金選択率	100.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,358千円でありました。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。複数事業主制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	962,221
勤務費用	74,267
利息費用	13,074
数理計算上の差異の当期発生額	61,349
退職給付の支払額	127,443
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	860,770

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,184,000
期待運用収益	6,615
数理計算上の差異の当期発生額	11,347
事業主からの拠出額	107,935
退職給付の支払額	127,443

年金資産の期末残高	1,159,761
-----------	-----------

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	860,770
年金資産	1,159,761
小計	298,991
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	298,991
退職給付引当金	2,870
前払年金費用	301,861
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	298,991

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	74,267
利息費用	13,074
期待運用収益	6,615
数理計算上の差異の費用処理額	50,002
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	30,722

(注)上記の他、特別退職金87,501千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	24%
その他	34%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.425%
長期期待運用収益率	0.58%
予定一時金選択率	100.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,542千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	21,400	20,000
減価償却超過額	77,400	105,600
資産除去債務	81,400	96,500
未払事業税	8,200	12,100
株式報酬費用	29,000	24,600
賞与引当金	169,900	142,500
有給休暇引当金	-	29,300
その他	3,300	4,900
繰延税金資産小計	390,600	435,500
評価性引当額	81,000	96,000
繰延税金資産合計	309,600	339,500
繰延税金負債		
前払年金費用	54,600	87,500
繰延税金負債合計	54,600	87,500
繰延税金資産純額	255,000	252,000

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.95%	11.42%
過年度法人税等	0.45%	0.63%
評価性引当額の増減	6.42%	2.33%
均等割	0.77%	0.36%
その他	0.41%	1.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.81%	44.17%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%へ変更して計算しております。なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報
収益の構成は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
委託者報酬	4,005,468	3,641,971
運用受託報酬	1,740,517	1,445,295
成功報酬(注)	214,454	255,036
その他営業収益	2,468,820	2,671,548
合計	8,429,260	8,013,853

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

日本	米国	その他	合計
1,913,478千円	1,589,734千円	920,579千円	4,423,792千円

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

日本	米国	その他	合計
1,662,384千円	1,848,749千円	860,747千円	4,371,881千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,473,651千円	投資運用

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,671,576千円	投資運用

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社	ユービー エス・ エイ・ジ ー(銀行)	スイ ス・ チュー リッヒ	3.4億 米 国 ド ル	銀行、 証券業 務	(被所有) 間 接 100%	金銭の預入 れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費 人件費	5,931,641 5,539,985	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,453,958 14,939 30 85,323
親 会 社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百 万 ス イ ス フ ラ ン	資産 運 用 業	(被所有) 直 接 100%	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	事務委託費	54,167	その他未収収益 未払費用	325 10,112

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイ ス・ チュー リッヒ	50万 ス イ ス フ ラ ン	資産 運 用 業	なし	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	296,988 141,970 29,953	その他未収収益 未収入金 未払費用	63,817 70,489 118,035
	UBS証券 株式会社	東京 都 千 代 田 区 大 手 町	449 億 円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保 険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	377,406 243,048 3,288	未収入金 その他未収収益 未払費用	13,096 10 187,268
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オース トラ リア・ シド ニー	29百 万 オ ー ス ト ラ リ ア ド ル	資産 運 用 業	なし	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	37,280 130,591 38,398	その他未収収益 未払費用	16,999 23,992
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シン ガ ポ ー ル	3.9百 万 シ ン ガ ポ ー ル ド ル	資産 運 用 業	なし	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	193,080 255,845 20,121	その他未収収益 未払費用	53,615 55,753
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英 国・ ロ ン ド ン	172百 万 英 国 ポ ン ド	資産 運 用 業	なし	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	231,284 1,156,513 269,632	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,595 72,155 133,175
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米 国・ ウ ィ ル ミ ン ト ン	50米 国 ド ル	資産 運 用 業	なし	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	1,491,778 663,769 262,084	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,720 316,011 152,914
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香 港	153百 万 香 港 ド ル	資産 運 用 業	なし	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	32,891 110,089 19,080	その他未収収益 未払費用	20,462 40,784
	UBS SuMi TRUSTウェ ル ス・ マ ネ ジ ス ト 株 式 会 社	東京 都 千 代 田 区 大 手 町	51億 円	証券業	なし	人件費の立替 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	事務委託費(受取) 人件費(受取)	1,515 65,149	未収入金 その他未収収益 未払費用	61,200 9,437 61,577
	クレディ・ スイス証券 株式会社	東京 都 千 代 田 区 大 手 町	39,050 百 万 円	証券業	なし	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	事務委託費	105,034	その他未収収益 未払費用	25,446 61,773

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
5. UBS Asset Management (Americas) LLC は、2024年4月1日付でUBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS

0' Connor LLCを吸収合併したため、UBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS 0' Connor LLCの各取引金額とAsset Management (Americas) LLCの取引金額を合算し記載しております。

6. UBS Asset Management Switzerland A.G.は、2024年8月30日付でCredit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.を吸収合併したため、Credit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.とUBS Asset Management Switzerland A.G.の取引金額を合算し記載しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.34億米ドル	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及び、それに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬 事務委託費 人件費	4,654,916 4,692,501 28 729,696 6	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,416,373 10,565 30 96,312
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費	15,988	その他未収収益 未払費用	159 1,707

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	231,044 189,570 33,724	その他未収収益 未収入金 未払費用	64,658 4,618 87,949
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	449億円	証券業	なし	人件費の立替人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	300,541 218,472 22,933	未収入金 未払費用	37,672 264,117
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	33,005 114,066 6,429	その他未収収益 未払費用	12,314 38,528
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	13.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	258,878 165,307 23,334	その他未収収益 未払費用	44,838 45,700
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	172百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	202,005 869,813 221,326	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,451 55,618 100,751
	UBS Asset Management (Americas) LLC.	米国・ウィルミントン	50米ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	1,744,771 702,807 221,245	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,608 408,153 179,820
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	25,299 102,214 12,772	その他未収収益 未払費用	16,961 44,973
	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町	51億円	証券業	なし	人件費の立替資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取) 人件費(受取)	20,903 43,783	未収入金 その他未収収益	2,449 10,209

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

す。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	134,471円52銭	143,552円95銭
1株当たり当期純利益金額	7,156円09銭	16,237円91銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
当期純利益(千円)	154,571	350,738
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	154,571	350,738
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月18日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 恵一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月15日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界CBファンド 円ヘッジコースの2025年8月6日から2026年2月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBS世界CBファンド 円ヘッジコースの2026年2月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月6日から2026年2月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月15日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界CBファンド 米ドルヘッジコースの2025年8月6日から2026年2月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBS世界CBファンド 米ドルヘッジコースの2026年2月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月6日から2026年2月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。